しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、約６割の区間が車道部幅員5.5m未満と狭小な道路で、最小幅員は2.7mであり、大型車の通行が困難であるほか、乗用車相互のすれ違い時にも交互通行や徐行運転を余儀なくされていることから、自動車交通の円滑性が阻害されている。

また、約７割の区間が車道と歩道の区分がない混合交通であることから歩行者等の追い越し時の一時回避や、すれ違い時の徐行運転を余儀なくされるばかりでなく、歩行者等の安全性も脅かされている状況にある。

本件事業の完成により、バイパスが現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で行った、環境省レッドリスト及び福岡県レッドデータブックによる文献調査等によると、本件区間において、動物については、文化財保護法（平成25年法律第214号）による天然記念物であるカササギ、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているセボシタビラ、ニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているウナギ、カゼトゲタナゴ、カワバタモロコ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタカブシギ、メダカ、ニセマツカサガイ、マルタニシ等が生息している可能性がある。起業者は、改変区域でカササギの営巣が確認された場合は、専門家の意見を踏まえ、巣の移設等適切な措置を講じることとしており、生息に与える影響は小さいとされている。タカブシギについては、旅鳥であり、繁殖地として利用している可能性は低いことから、影響は小さいとされている。淡水魚類のウナギ、カゼトゲタナゴ、カワバタモロコ、セボシタビラ、ニッポンバラタナゴ、メダカ及び貝類のニセマツカサガイ、マルタニシについては、工事施工による濁水の影響が懸念されるため、起業者は汚濁防止フェンス等を設置するなどの処置を講じることとしており、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストの準絶滅危惧として掲載されている水生生物のトチカガミ等が生育している可能性があり工事施工による濁水の影響が懸念されるが、起業者は汚濁防止フェンス等を設置するなどの処置を講じることとしており、また改変面積も小さいことなどから、影響は小さいとされている。

また、本件事業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、全て発掘調査を行い、発見された遺物等については記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通と歩行者等の安全な通行を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種２級の規格に基づく自転車歩行者道を有する２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあった中央バイパス案（以下「申請案」という。）と、東側バイパス案及び現道拡幅一部バイパス案の３案について検討が行われている。申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積は中位であるものの、支障物件の数が最も少なく地域住民に与える影響が比較的少ないこと、施行延長が最も短く、かつ工事期間中における迂回路等の設置の必要もないことから施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小による車両の相互通行及び歩行者等と自動車の混合交通により円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の柳川市及び大川市等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県柳川市役所

国会事項

衆議院

議決通知

十一月八日本院は検査官に河戸光彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は総合科学技術会議議員に中西宏明を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は食品安全委員会委員に熊谷進を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は特定個人情報保護委員会委員長に堀部政男を、同委員に阿部孝夫及び手塚悟を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一を、同委員に園マリ及び吉田正之を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫、荒川薫、小野武美、平沢郁子及び山本和彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に前田忠昭を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子、石原進、中島尚正、百田尚樹及び本田勝彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に小川清美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に鷹署有宇壽及び河野康子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に田村貞雄、横山茂、松本陽、岡村美好及び富井規雄を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

十一月八日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久外四名提出）